

# 一宮市立小学校空調設備整備事業

## 募集要項

平成 29 年 7 月 11 日

一宮市



## 【 目次 】

1	募集要項の定義	1
2	事業の概要	2
(1)	事業名称	2
(2)	事業の対象	2
(3)	事業目的	2
(4)	事業範囲	2
(5)	事業期間終了時の措置	3
(6)	事業期間等	3
(7)	事業方式	3
3	応募に関する条件等	4
(1)	応募者の備えるべき参加資格要件	4
(2)	応募に関する留意事項	7
(3)	選定方法及びスケジュールについて	7
(4)	応募手続等	8
(5)	応募にあたっての留意事項	11
4	事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項	13
(1)	審査に関する基本的な考え方	13
(2)	審査の内容	13
(3)	審査手順	13
(4)	優先交渉権者及び次点者の決定	13
(5)	審査結果及び評価公表	14
(6)	契約交渉及び契約手続	14
(7)	事業者を選定しない場合	14
(8)	SPCに関する取り扱い	14
5	提示条件	15
(1)	事業フレーム	15
(2)	市の支払いに関する事項	15
(3)	事業者の収入	16
(4)	事業者の事業契約上の地位	16
(5)	契約保証金	16
(6)	保険	17
(7)	市と事業者の責任分担	18
(8)	その他主要な事業条件の概要	19
6	事業実施に関する事項	20
(1)	モニタリングの実施	20
(2)	事業期間中の事業者と市の関わり	20
7	契約の考え方	21
(1)	基本協定の締結	21

(2)	契約手続き	21
(3)	契約の概要	21
(4)	契約金額	21
(5)	議会の議決	21
8	その他	22
(1)	基本協定に違反した場合の取扱い	22
(2)	情報公開及び情報提供	22
(3)	本事業において使用する言語等	22
(4)	本事業に関する問い合わせ先	22

#### 別紙

- 1 対象校の所在地、対象室数及び都市ガス供給状況一覧
- 2 第2回現地見学会の実施概要及び留意事項

## 1 募集要項の定義

この「一宮市立小学校空調設備整備事業 募集要項」（以下「募集要項」という。）は、一宮市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき特定事業として選定した「一宮市立小学校空調設備整備事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業への応募を検討している事業者を対象に配布するものである。別添資料の「要求水準書」、「事業者選定基準」、「基本協定書（案）」、「事業契約書（案）」及び「様式集」は、募集要項と一体であり、これらを「募集要項等」とする。

事業の基本的な考え方については、実施方針（平成 29 年 4 月 25 日公表）と同様である。また、本事業の条件等について、実施方針等に関する意見・質問を踏まえて、募集要項等を作成しているので、本事業への応募を検討している事業者は上記のことに留意して、応募に必要な書類を提出すること。

なお、募集要項等と、実施方針に相違がある場合は、募集要項等の規定を優先し、募集要項等に記載がない事項については、実施方針による。

## 2 事業の概要

### (1) 事業名称

一宮市立小学校空調設備整備事業

### (2) 事業の対象

本事業は、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空調設備等を、別紙 1 に示す市内の小学校全 42 校（以下「対象校」という。）の教室等（普通教室、特別支援教室等、通級教室及び音楽室）（以下「対象室」という。）約 901 室に設置するために、事業者が空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、空調設備等の所有権移転業務により市に所有権を移転し、その上で維持管理期間を通して空調設備等の維持管理業務等を行うものである。

なお、対象室の一部では、既存の空調設備の一部を撤去し、新たに設置を行う。

### (3) 事業目的

本事業は、小学校における学校教育環境向上の一環として、対象校の対象室への空調設備整備事業を実施するにあたり、民間事業者の技術やノウハウを活かし、一斉導入による早期の整備実現や財政負担等の縮減・平準化を図ることを目的とする。

### (4) 事業範囲

事業者は、以下の業務を行う。

#### ア 空調設備等の設計業務

- (ア) 空調設備等の設計のための事前調査業務
- (イ) 空調設備等の施工に係る設計業務（各対象校の一般図の作成、設計図書の作成等）
- (ウ) その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査、交付金の申請支援（事業費の算定等）等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）

#### イ 空調設備等の施工業務

- (ア) 空調設備等の施工業務（施工業務には、当該空調設備等の導入に伴う、一切の工事（エネルギー関連の設備・配管の整備、市が指定する既存空調設備の撤去・移設・処分、植栽その他既存施設の移設・復元等）を含む。）
- (イ) その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査、交付金の申請支援（工事写真の提出等）等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）

#### ウ 空調設備等の工事監理業務

- (ア) 空調設備等の施工に係る工事監理業務
- (イ) その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）

#### エ 空調設備等の所有権移転業務

(ア) 施工完了後の市への空調設備等の所有権の移転業務

オ 空調設備等の維持管理業務

- (ア) 事業期間にわたる空調設備等の性能の維持に必要となる一切の業務（点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）
- (イ) 緊急時対応業務（問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等）
- (ウ) 空調設備等の運用に係るデータ計測・記録業務
- (エ) 空調設備等の運用に係るアドバイス業務（機器の使用方法に係る説明書の作成等）
- (オ) その他、付随する業務（業務マニュアルの作成、調整、維持管理記録の提出・報告、自主モニタリングによる確認、市が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）

なお、エネルギー供給については、本事業の範囲に含めない。空調設備等の運転に必要なエネルギー費用については、市が負担する。

カ 空調設備等の所有権移転後移設等業務

- (ア) 市に対する空調設備等の所有権移転後に、対象校の統廃合・学級増、改修工事、設備工事等により空調設備等の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」という。）が必要となった場合の空調設備等の移設等業務

なお、上記の空調設備等の所有権移転後移設等業務にかかる費用については、別途締結する契約に基づき市の別途負担とする。

(5) 事業期間終了時の措置

事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、空調設備等が事業契約に定める水準を満たす状態とする。

なお、事業期間終了時の水準は、要求水準に加えて、事業者が提案した事業終了時の性能水準に基づくものを想定しており、その旨を事業契約に規定する。

(6) 事業期間等

本事業は、次のスケジュールで行う。

ア 契約等の締結

仮契約を平成 30 年 2 月上旬に締結し、議会の承認を経て、事業契約締結（契約効力の発効）を予定している。

イ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から、平成 43 年 3 月 31 日までの約 13 年間とする。

(7) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき実施し、事業方式は、BTO（Build-Transfer-Operate）方式により実施する。

### 3 応募に関する条件等

#### (1) 応募者の備えるべき参加資格要件

##### ア 応募者等の定義と全体構成

本事業への応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた複数の企業（以下「構成企業」という。）によって構成されるグループ（以下「応募者」という。）とする。応募者の構成は、以下のとおり。

- (ア) 応募者は、あらかじめ代表企業を定め、その代表企業が応募手続を行う。
- (イ) 参加表明書及び参加資格確認申請書（以下「参加表明書等」という。）の提出時に、応募者の構成企業を明らかにする。また、その際に構成企業から業務を直接受託又は請負うことを予定している企業（以下「協力企業」という。）がある場合は、これを明らかにすることを妨げない。
- (ウ) 参加表明書等の提出後は、原則として、構成企業の変更は認められない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこと。
- (エ) 優先交渉権者は、本事業を実施するために会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として、特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立しても構わない。その場合は以下の条件を全て満たすこと。
  - a 代表企業は、SPC への出資者のうち最大の出資を行う。
  - b 構成企業以外の者が出資しても構わない。ただし、その場合でも、構成企業は事業の全期間に渡り、SPC の議決権株式の 50%以上を保有し続けること。
  - c 出資者は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有し、事前に書面による市の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分はできない。
  - d SPC から直接業務を受託又は請負うことができるのは、構成企業のみとする。
- (オ) 構成企業が、他の応募者の構成企業及び協力企業になることはできない。また、協力企業も応募時には他の応募者の構成企業及び協力企業になることはできない。ただし、事業契約の締結に至らなかった応募者の協力企業が、市と事業契約を締結した応募者の構成企業又は協力企業から業務を再受注することは妨げない。その場合は、事前に市の承諾を得ること。

##### イ 応募者の参加資格要件（共通）

構成企業は、平成 28・29 年度一宮市入札参加業者資格者名簿に登録されており、かつ次のいずれにも該当しない者とする。

- (ア) 市の指名停止処分を受けている者（参加表明書等の提出日から優先交渉権者決定までの期間）。
- (イ) 参加表明書等の提出日から優先交渉権者決定までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。）に基づく排除措置を受けている者。
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは応募代理人として使用する者。



- (エ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- (オ) 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。
- (カ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。
- (キ) 本事業に係る支援業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本面又は人事面において密接な関連のある者。なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。  
支援業務に関与した者は、次のとおり。
  - a 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社  
(所在地：東京都港区虎ノ門 5 丁目 11 番 2 号)
  - b 株式会社東畑建築事務所  
(所在地：大阪市中央区高麗橋 2 丁目 6 番 10 号)
  - c 弁護士法人御堂筋法律事務所  
(所在地：大阪市中央区南船場 4 丁目 3 番 11 号)
- (ク) 「4 事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項」に示す審査委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織及び当該組織に所属する者。又は、審査委員会の委員の研究室に所属する者。

ウ 各業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件

本事業の各業務は、業務ごとにそれぞれ次の要件を満たす構成企業の少なくとも 1 社が担当すること。

- (ア) 「空調設備等の設計業務」を行う構成企業の要件
  - a 常勤の自社社員で、かつ、参加表明書等提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
  - b 平成 19 年度以降に、学校、事務所等の施設においての空調設備の設計の実績を有していること。
- (イ) 「空調設備等の施工業務」及び「空調設備等の所有権移転後移設等業務」を行う構成企業の要件
  - a 建設業法第 3 条第 1 項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
  - b 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定点が 750 点以上であること。
  - c 平成 19 年度以降に、学校、事務所等の施設においての空調設備の施工実績を有していること。

- (ウ) 「空調設備等の工事監理業務」を行う構成企業の要件
  - a 常勤の自社社員で、かつ、参加表明書等提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
  - b 平成19年度以降に、学校施設における工事の工事監理の実績を有していること。
- (エ) 「空調設備等の維持管理業務」を行う構成企業の要件
  - a 選択したエネルギー方式及び空調方式での運用に必要となる資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、参加表明書等提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。
  - b 平成19年度以降に、連続して5年以上の期間、学校、事務所等の施設において空調設備の維持管理の実績を有していること。

エ 同一企業による複数業務の担当についての要件

構成企業及び協力企業は、「2(4) 事業範囲」に示す業務のうち、複数業務を担当することができる。ただし、同一の事業対象箇所（学校単位とする。）における「空調設備等の施工業務」と「空調設備等の工事監理業務」の両方の業務を、同一の構成企業及び協力企業が担当することはできない。

オ 協力企業に関する資格要件

- (ア) 「空調設備等の設計業務」を行う協力企業の要件
  - 平成19年度以降に、学校、事務所等の施設において空調設備の設計の実績を有していること。
- (イ) 「空調設備等の施工業務」及び「空調設備等の所有権移転後移設等業務」を行う協力企業の要件
  - a 建設業法第27条の23第1項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定点が500点以上であること。
  - b 平成19年度以降に、学校、事務所等の施設において空調設備の施工実績を有していること。
- (ウ) 「空調設備等の維持管理業務」を行う協力企業の要件
  - 平成19年度以降に、連続して5年以上の期間、学校、事務所等の施設において空調設備の維持管理の実績を有していること。

カ 協力企業が担当できる業務についての要件

協力企業は、「空調設備等の設計業務」、「空調設備等の施工業務」、「空調設備等の工事監理業務」、「空調設備等の所有権移転後移設等業務」及び「空調設備の維持管理業務」の各業務のすべてを協力企業のみで受託又は請負うことはできない。なお、施工業務及び移設等業務に関しては、建設業法第22条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守すること。

キ 参加資格の喪失

応募者の構成企業が、参加表明書等提出日から仮契約までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合には、原則として当該応募者の参加資格を取り消す。ただし、以下に記載する要件を満たした場合は引き続き有効とする。

- ・ 応募者のうち、1 ないし複数の企業が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」という。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成企業として加えた上で、応募者の再編成を市が指定した日までに申請し、市が認めた場合。
- ・ 残存企業のみで応募者の再編成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで本募集要項に定める応募者の参加資格要件を満たしていることを要する。なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定制も行うこと。ただし、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該応募者の参加資格を取り消す。この場合において、やむを得ない事情があると市が判断する場合には、市と応募者で協議の上、市が取扱いについて決定する。

#### ク 市内業者に対する契約に関する配慮事項

応募者は、構成企業・協力企業の選定にあたり、一宮市内に本店又は支店を有する者（以下「市内業者」という。）を少なくとも 1 社以上選定するとともに、業務の一部発注などにおいても可能な限り多くの市内業者を登用すること。

### (2) 応募に関する留意事項

#### ア 募集要項等の承諾

応募者は、事業提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。

#### イ 費用負担

事業者の応募にかかる費用については、すべて事業者の負担とする。

#### ウ 提出書類の取扱い

提出された書類は返却しない。

事業提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用することで生じる責任は、原則として事業提案を行った応募者が負う。

なお、提出を受けた書類は、事業者の選定、選定結果の公表及び議会での説明のためにのみ用いる。

#### エ 市からの提供資料の取扱い

市が提供する資料は、本事業以外の目的で利用できない。また、本事業のために不要となった場合は、複製データを含め、すべてを安全かつ確実に破棄すること。なお、一般公表を前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。

#### オ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1 つの提案しか行うことができない。

#### カ 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は、市から指示する場合を除き認めない。

### (3) 選定方法及びスケジュールについて

#### ア 事業者の選定の方法

本事業は、事業者に対象校の対象室約 901 室における空調設備等の設計、施工、工事監理、所有権移転、維持管理、移設等及びこれらに付随し、関連するすべての業務の実施を求めるものである。事業期間も長期間にわたるため、事業者には、本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められる。

したがって、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係るサービス対価及び事業提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

#### イ 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかにウェブサイトにて公表する。ウェブサイトのアドレスは、「8(2) 情報公開及び情報提供」を参照すること。以下同様とする。

日 程 (予定)	内 容
平成 29 年 7 月 11 日	募集要項等の公表
7 月 11 日～7 月 14 日	募集要項等の説明会の申込み
7 月 11 日～7 月 18 日	第 2 回現地見学会の申込み
7 月 19 日	募集要項等の説明会
7 月 19 日～7 月 25 日	第 1 回募集要項等に関する質問の受付
7 月 20 日～8 月 31 日	第 2 回現地見学会
8 月 15 日頃	第 1 回募集要項等に関する質問及び回答の公表
8 月 21 日～8 月 25 日	参加表明書等の受付
9 月 8 日	資格審査結果の通知
9 月 8 日～9 月 15 日	第 2 回募集要項等に関する質問の受付
9 月 29 日頃	第 2 回募集要項等に関する質問及び回答の公表
10 月 16 日～10 月 20 日	事業提案書等及び提案価格書の受付 ※なお、事業提案審査の際に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。日時については、後日応募者に対して通知する予定。
12 月中旬	優先交渉権者及び次点者の決定
平成 30 年 1 月上旬	基本協定の締結
2 月上旬	仮契約の締結
3 月下旬	事業契約の締結 (契約効力の発効)

※本事業の実施にあたっては、議会承認後、事業契約が締結される。

#### (4) 応募手続等

##### ア 募集要項等の公表

市は、ウェブサイトにおいて募集要項等を公表する。

##### イ 参考図書の提供

以下の図書については、電子データにより直接希望者に提供する。希望者は以下に従い受け取る。なお、対象校の建築図面が必要な場合は、別途市に相談すること。

##### (ア) 対象校・対象室図示図面

##### (イ) 対象室数一覧

(ウ) 対象校 一般図

《以下、参考資料》

(エ) 対象校別単線結線図

(オ) 対象校別エネルギー関連設備の状況及びエネルギー消費量一覧表（平成 28 年度の実績値）

※資料の内容と実際の状況との整合について市が保証するものではない。

○対象者 : 本事業への応募を検討している事業者

○依頼方法 : 参考図書電子データの提供依頼書（様式 1-1）をウェブサイトからダウンロードし、必要な事項を記載の上、電子メール（添付ファイルの形式は Microsoft Excel とする）にて事前に提出し、速やかに押印済原本を郵送又は持参すること。なお、メールによる提出の際は、件名に「参考図書電子データの提供依頼書（会社名）」と表記すること。市は原本到着後に、確認が完了したことを当該電子メールに返信する。データは、オンラインストレージサービスにて提供するので、別途送付するメールに従いダウンロードすること。確認の返信がない場合は、以下の依頼先の担当者まで連絡すること。なお、最終提供日は平成 29 年 8 月 31 日（木）とする。

○依頼先 : 「8(4) 本事業に関する問い合わせ先」を参照すること。

ウ 募集要項等説明会の開催

募集要項等に関する説明会を以下のとおり開催する。

○開催日時 : 平成 29 年 7 月 19 日（水）10 時から

○対象者 : 本事業への応募を検討している事業者とし、1 社 2 名までとする。

○開催場所 : 一宮市役所 11 階 1101 会議室

○申込方法 : 募集要項等説明会参加申込書（様式 1-2）をウェブサイトからダウンロードし、必要な事項を記載の上、平成 29 年 7 月 14 日（金）17 時までに、電子メール（添付ファイルの形式は Microsoft Excel とする）にて申し込むこと。なお、電子メールによる提出の際は、件名に「説明会参加申込書（会社名）」と表記すること。市は電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信する。万一 7 月 18 日（火）11 時までに返信がない場合は、以下の申込先に記載されている担当者まで連絡すること。

○持参物 : 筆記用具など。なお、説明会会場では、募集要項等の資料を配付しないため、ウェブサイトに掲載している募集要項等資料についてはあらかじめ印刷の上、持参すること。

エ 第 2 回現地見学会の実施

対象校全 42 校を対象とした第 2 回現地見学会を以下のとおり実施する。なお、現地見学会の手続き及び留意事項等の詳細は別紙 2「第 2 回現地見学会の実施概要及び留意事項」を確認すること。

○参加者 : 本事業への応募を検討している事業者。可能な限り応募者の組成を予定している複数者で参加すること。

- 申込方法 : 第2回現地見学会参加申込書(様式1-3)をウェブサイトからダウンロードし、必要な事項を記載の上、平成29年7月18日(火)17時までに、電子メール(添付ファイルの形式はMicrosoft Excelとする)にて申し込むこと。なお、電子メールによる提出の際は、件名に「現地見学会参加申込書(会社名)」と表記すること。市は電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信する。万一7月19日(水)15時までに返信がない場合は、以下の申込先に記載されている担当者まで連絡すること。
- 申込先 : 「8(4)本事業に関する問い合わせ先」を参照すること。
- 日程等 : 別紙2を参照。

オ 募集要項等に関する質問の受付並びに質問及び回答の公表

募集要項等に記載の内容に関して、質問を下記により受け付ける。質問の内容を考慮して、募集要項等の内容を変更する場合がある。なお、質問の受付及び回答は2回に分けて行う。

- 対象者 : 本事業への応募を検討している事業者
- 提出方法 : 募集要項等に関する質問書(様式2-1)をウェブサイトからダウンロードし、質問の内容を簡潔にまとめ、必要事項を記入の上、電子メール(添付ファイルの形式はMicrosoft Excelとする)にて提出すること。電子メールによる提出の際は、件名に「質問書(会社名)」と表記すること。市は電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信する。万一下記受付期間経過後2開庁日以内に返信がない場合は、以下の提出先に記載されている担当者まで連絡すること。
- 提出先 : 「8(4)本事業に関する問い合わせ先」を参照すること。
- 受付期間 : 第1回:平成29年7月19日(水)から7月25日(火)17時まで  
第2回:平成29年9月8日(金)から9月15日(金)17時まで
- 回答方法 : 以下の日程でウェブサイトにて公表する。なお、質問者名は公表しない。また、募集要項等に直接関連しない質問に対しては、回答をしない場合がある。  
第1回:平成29年8月15日(火)頃  
第2回:平成29年9月29日(金)頃

カ 参加表明書等の提出

本事業への応募者は、参加表明書の受付に併せて、参加資格を満たすことを証明するための書類を提出し、参加資格の有無について市の確認を受けなければならない。

なお、提出する書類の詳細は様式集を参照すること。

- (ア) 提出期間  
平成29年8月21日(月)から8月25日(金)17時まで
- (イ) 提出方法  
持参により提出すること。
- (ウ) 提出先  
一宮市教育文化部総務課

#### キ 参加資格確認通知書の発送

市は、資格審査として、参加資格確認基準日（平成 29 年 8 月 28 日（月））をもって、応募者から提出された参加資格確認申請書により参加資格の有無について確認を行う。

市は、資格審査を行った結果を 9 月 8 日（金）までに応募者に通知する。なお、資格審査の結果、参加資格がないと判断された応募者は、通知を受けた日から 7 日以内に、市に対してその理由について様式 3-13 により説明を求められることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

#### ク 事業提案書等及び提案価格書の提出

応募者は、本事業に関する事業計画の内容を記載した事業実施に関する提案書及びその他関連書類等（以下「事業提案書等」という。）並びに提案価格書を次の要領により市に提出すること。事業提案書等及び提案価格書の作成方法については、様式集に従うこと。

なお、応募者から提出された事業提案書等及び提案価格書に疑義がある場合には、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、応募者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。また、応募者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業提案書等における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

##### (ア) 提出期間

平成 29 年 10 月 16 日（月）から 10 月 20 日（金）17 時まで

##### (イ) 提出方法

持参により提出すること。

##### (ウ) 提出先

一宮市教育文化部総務課

#### (5) 応募にあたっての留意事項

##### ア 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

(ア) 参加表明書等に記載された代表企業の代表者以外の者が行った場合

(イ) 参加資格のない者又は参加資格確認通知書を受理しなかった者が応募した場合

(ウ) 応募者が連合した場合

(エ) その他応募に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった場合

##### イ 参考価格

参考価格は以下のとおり。市の算定根拠は公表しない。

2,557,490,000 円（税抜き）

##### ウ 応募辞退に関する提出書類

参加資格の確認を受けた者が応募を辞退する場合は、「応募辞退届」（様式 4-5）を提出すること。

##### (ア) 提出方法

持参により提出すること。

- (イ) 提出先  
一宮市教育文化部総務課



## 4 事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項

### (1) 審査に関する基本的な考え方

事業提案の審査は、学識経験者等により構成する一宮市立小学校空調設備整備事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。審査は資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

応募者や応募者と同一と判断される団体等が、本事業の優先交渉権者決定までの間において、本事業に関して、委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりすること等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁じる。また、審査委員会の動向等について聴取することも禁じる。これらの禁止事項に抵触したと市及び審査委員会が判断した場合には、当該応募者は本事業への参加資格を失う場合がある。

なお、委員は次のとおりとする。

氏名	役職等
奥野 信宏	公益財団法人名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター長
奥宮 正哉	名古屋大学大学院環境学研究科教授
三井 哲	名古屋学院大学商学部教授
春日井 毅	一宮市立宮西小学校長
福井 斉	一宮市副市長

### (2) 審査の内容

審査委員会においては、本事業に係る提案価格及びエネルギー費用（事業期間内に空調設備等の運用に必要なエネルギー量を基に算出した費用）とともに、事業方針、事業実施体制及び各業務に係る事業計画等について総合的に評価を行う。

### (3) 審査手順

審査は、次の手順により行う。なお、提案審査の際に、各応募者に対してヒアリングを行う。

#### ア 資格審査

応募者の各構成企業が「3(1)応募者の備えるべき参加資格要件」に記載している参加資格要件を満たしているかどうか審査する。満たしていないと判断する場合には失格とする。

#### イ 提案審査

提案審査は、事業者選定基準により定量的評価及び定性的評価を行い、最も優れた提案を行った応募者（以下「優秀提案者」という。）及びその次に優れた提案を行った応募者（以下「次点提案者」という。）を選定する。

### (4) 優先交渉権者及び次点者の決定

市は、審査委員会の評価結果を答申として受け、優秀提案者を優先交渉権者、次点提案者を次点者として決定し、通知する。

(5) 審査結果及び評価の公表

審査の結果及び評価は、ウェブサイトにて公表する。

(6) 契約交渉及び契約手続き

市は、優先交渉権者と基本協定を締結する。その後、事業契約に関する協議を行い、一宮市議会の議決を経て、優先交渉権者又は優先交渉権者が設立した SPC と事業契約を締結する。

なお、市と優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点者と協議を行う。

(7) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に応募者がいない、いずれの応募者の事業提案によっても本事業の目的の達成が見込めない、あるいは適切な事業遂行が見込めないなどの理由により、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合がある。特定事業の選定を取り消した場合は、この旨を速やかに公表する。

(8) SPC に関する取り扱い

優先交渉権者が SPC を設立する場合は、SPC との間で契約を締結する。その際、各構成企業が SPC から直接業務を受託又は請負うことを認める。ただし、「空調設備の所有権移転業務」については、SPC が自ら実施すること。なお、協力企業が SPC から業務を直接受託又は請負うことは認めない。

## 5 提示条件

### (1) 事業フレーム

#### ア 事業の遂行

- (ア) 平成 30 年 10 月末までに、設計・施工業務を完了し、市の実施する完成確認を経た上で、12 月 1 日午前 0 時に新規設備（空調機器（室外機及び室内機）、換気設備、配管設備、ダクト設備、自動制御設備、既存冷媒配管（乙が再使用する場合に限る。）及びその他本事業において整備される一切の設備）を市に引渡すこと。
- (イ) 募集要項等、事業提案書等及びその他市と事業者で合意した内容の業務を確実に行うこと。

#### イ 債権の取扱い

##### (ア) 債権の譲渡

市は、事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入するため、事業者が市に対して有する支払請求権（債権）は一体不可分とする。事業者が債権を譲渡することはできない。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りではない。

##### (イ) 債権への質権設定及び債権の担保提供

事業者が市に対して有する債権に対し、質権を設定すること及びこれを担保提供することはできない。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りではない。

#### ウ 協議事項

##### (ア) 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していない。

ただし、本事業の実施に際し、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用される場合は、市と事業者で協議する。

##### (イ) 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業の実施に際し、国の施設整備費等の補助、財政上及び金融上の支援等を受けることができる可能性がある場合、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

##### (ウ) その他の支援に関する事項

本事業の実施に際し、必要となる許認可等の取得に関して、市は必要に応じて協力する。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と事業者で協議する。

### (2) 市の支払いに関する事項

市は定期的にモニタリングを実施し、事業契約書に定められた業務水準が満たされていることを確認した上で、事業者が提供したサービスに対し、サービス対価を事業者を支払う。サービス対価の構成、支払方法等については事業契約書（案）による。

(3) 事業者の収入

市は事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者からサービスを購入する対価として、設計、施工、工事監理及び所有権移転に係る対価（以下「設計・施工等のサービス対価」という。）並びに維持管理業務に係る対価（以下「維持管理のサービス対価」という。）を支払う。なお、サービス対価の支払方法の詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

ア 設計・施工等のサービス対価

設計・施工等のサービス対価については、国庫交付金と市債等による一括充当を予定しており、市が完成確認書を交付した後、事業者からの請求を受けてから 30 日以内に一括して支払う。

イ 維持管理のサービス対価

維持管理のサービス対価については、事業の初年度は設備の引渡し日から平成 31 年 3 月までの 4 箇月分を平成 31 年 5 月に支払い、2 年度目から当該年度の 4 月から 9 月までの半年分を 11 月まで、10 月から翌 3 月までの半年分を翌年度の 5 月までと年 2 回支払う。

(4) 事業者の事業契約上の地位

市の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分することはできない。

(5) 契約保証金

ア 契約保証金として、以下の(ア)及び(イ)の合計金額を事業契約締結時に納付すること。

(ア) 新規設備に係る設計・施工等のサービス対価の 10%相当額以上の金額

(イ) 1 事業年度の維持管理のサービス対価の 10%相当額以上の金額

イ 契約保証金の納付に代えて、以下の方法も可能とする。

(ア) 履行保証保険契約を締結する場合

a 市を被保険者とする履行保証保険契約の締結（履行保証保険契約に係る保証証券を市へ提出すること）

b SPC を設立する場合は、SPC を被保険者とする履行保証保険契約の締結（事業者の費用にて、保険金請求権に市を質権者とする質権を設定すること。）

(イ) 契約保証金納付に代わる担保を提供する場合

a 保証金に代わる担保となる有価証券等の提供（額面金額の 80%に相当する金額が上記アに規定する契約保証金額以上であることを要する。）

b 設計・施工業務又は維持管理業務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は市が確実と認める金融機関等の保証契約の保証契約書の提供

ウ 上記ア(ア)に規定する契約保証金又はその代替となるものは、すべての新規設備の引渡後、事業者の請求を受けて速やかに返還する。

エ 上記ア(イ)に規定する契約保証金又はその代替となるものは、本件契約の終了後、事業者の請求を受けて速やかに返還する。

オ 履行保証保険付保の場合は、複数の保険の付保も可とし、保険期間は複数の保険の保険期間によって契約締結日から事業終了時までを満たし、その間に空白期間がないものとする。なお、維持管理期間中の付保は毎年度更新することを認める。これらの付保により、上記アに規定する契約保証金額以上が補償されることを要する。

(6) 保険

事業者（事業者との間で契約を締結する業務担当企業を含む。）は、次の要件を満たす保険契約を締結する。なお、事業提案書等において要件以上の提案をした場合には、事業者はその提案内容の保険契約を締結するものとする。また、次の保険契約に加えて、他の種類の保険契約を締結することを提案した場合には、事業者が提案した保険も併せて加入すること。

ア 設計及び施工期間

(7) 設備工事保険

- a 保険契約者  
事業者又は事業者から施工業務を請け負った者
- b 被保険者  
事業者及び事業者から施工業務を請け負った者
- c 保険の対象  
施工工事
- d 保険期間  
工事着手予定日を始期とし、新規設備の引渡し予定日を終期とする。ただし、実際の引渡日が延期された場合は、延期後の実際の引渡日を終期とする。
- e 保険金額  
施工工事費
- f 補償する損害  
工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工事用仮設物等に生じた物的損害（水災危険を含む）
- g 免責金額  
1事故あたり 100,000 円以下
- h その他  
市を追加被保険者とする。

(イ) 第三者損害賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

- a 保険契約者  
事業者又は施工業務にあたる者
- b 被保険者  
事業者及び施工業務にあたる者
- c 保険期間  
工事着手予定日を始期とし、新規設備の引渡し予定日を終期とする。ただし、実際の引渡日が延期された場合は、延期後の実際の引渡日を終期とする。
- d てん補限度額  
身体賠償 1名あたり 1億円、1事故あたり 10億円以上  
財物賠償 1事故あたり 1億円以上

- e 免責金額  
1 事故あたり 100,000 円以下
- f 補償する損害  
本件工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- g その他  
市を追加被保険者とする。こと。

#### イ 維持管理期間

- (7) 第三者損害賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）
  - a 保険契約者  
事業者又は維持管理業務にあたる者
  - b 被保険者  
事業者及び維持管理業務にあたる者
  - c 保険の対象  
業務中に第三者の身体・生命を害し、又は財物に損傷を与えた結果、法律上の賠償責任による損害を担保
  - d 保険期間  
維持管理開始日を始期とし、維持管理終了日を終期とする。
  - e てん補限度額  
身体賠償 1 名あたり 1 億円、1 事故あたり 10 億円以上  
財物賠償 1 事故あたり 1 億円以上
  - f 免責金額  
1 事故あたり 100,000 円以下
  - g その他  
市を追加被保険者とする。こと。

#### ウ 留意事項

- (7) 事業者（事業者との間で契約を締結する業務担当企業を含む。）は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく市に提示するとともに、原本の写しであることを証する旨の作成者の文言及び押印のある当該保険証券の写しを提出すること。
- (イ) 事業者（事業者との間で契約を締結する業務担当企業を含む。）は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。
- (ウ) 事業者（事業者との間で契約を締結する業務担当企業を含む。）は、保険の有無に係らず、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故等については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担すること。

#### (7) 市と事業者の責任分担

##### ア 基本的考え方

本事業は、適正なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的に、また、より低廉なコストで公共サービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務につ

いては、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負う。

イ 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）及び募集要項等を踏まえた事業者による事業提案書等によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案すること。

(8) その他主要な事業条件の概要

ア 空調設備のエネルギーの種別

空調設備等の運転に必要なエネルギーの種別については、事業者において設定すること。エネルギー価格、エネルギー供給における安定性及び環境への負荷等の観点から、各校毎に適切なエネルギー方式により提案すること。なお、同一校において複数のエネルギー方式が混在することを認める。

現時点での対象校における都市ガス供給状況は別紙1のとおり。

イ 学校施設の利用等に関する事項

原則として、空調設備等の施工等に必要となる敷地及び既存の学校施設・設備については、PFI法第69条の規定により、事業期間中、市が事業者が無償で貸し付ける。なお、学校運営上支障のない範囲とし、貸付にあたっては学校の許可を得ること。

また、室外機、熱源、屋外キュービクル及び各種配管等の設置に際し、障害物がある場合は学校と十分協議を行い、事業者の負担において移設又は機能復旧させることを原則とする。（例示：校内の樹木の移植、校内排水溝の付け替え、室内蛍光灯の移設等）

空調設備の室外機の設置場所については、基本的に学校施設の利用に影響の少ない場所とする。（例示：普通教室の窓が隠れるような場所に設置しない。）また、原則として本事業において室外機を校舎の屋上及び壁面に設置しないこと。

なお、実際の設置場所については、設計業務を行うにあたって、市及び学校と十分協議の上決定すること。

## 6 事業実施に関する事項

### (1) モニタリングの実施

事業者が実施する空調設備等の設計、施工、工事監理、所有権移転、維持管理及び移設等の業務が、業務水準を達成しているかどうかについて確認を行うため、モニタリングを行う。事業者は、市の求めに応じて、モニタリングに協力すること。

モニタリングには、空調設備等の性能に係る確認も含む。なお、性能に係る確認は、原則として事業者が実施し、市がその結果を確認する。

なお、本事業において、業務水準を満たすことは、事業者の責務であり、市が行ったモニタリングの結果によって免責されるものではない。

#### ア モニタリングの時期及び方法

モニタリングの具体的な時期及び方法については、事業契約書(案)を参照すること。

#### イ モニタリングの費用の負担

市の実施するモニタリングに関して、事業者が行う作業等に必要な費用は、事業者の負担とする。その他、市が行う作業等に必要となる費用は市の負担とする。

#### ウ 事業者に対する支払額の減額等

市がモニタリングを行った結果、募集要項等、事業提案書等に基づいて事業契約書に定められた性能等が維持されていないことが判明した場合、改善勧告、支払額の減額、契約解除等の対象とする。減額等の考え方については、事業契約書(案)を参照すること。

### (2) 事業期間中の事業者と市の関わり

ア 本事業は、事業者の責において遂行される。また、市は前項のとおり、事業実施状況について確認を行う。

イ 市は、原則として事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行う場合がある。



## 7 契約の考え方

### (1) 基本協定の締結

優先交渉権者と市は、優先交渉権者の決定後速やかに、基本協定書（案）に基づいて基本協定を締結する。

### (2) 契約手続き

優先交渉権者と市は、事業契約書の内容について協議を行い、平成 30 年 2 月上旬までに合意を得て仮契約を締結するよう努める。ただし、原則として事業契約書（案）、その他募集要項等で示した内容及び事業提案書等の内容を変更できないことに留意すること。

ア SPC を設立する場合は、優先交渉権者は、仮契約の締結までに SPC を設立する。

イ 仮契約は、一宮市議会で議決を得たときに本契約となる。

### (3) 契約の概要

事業契約は、事業契約書（案）及び提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計・施工、維持管理業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。

なお、維持管理業務の詳細の仕様については、事業提案書等、要求水準書及び事業契約書に定められた水準に基づき、市と協議の上、作成し、業務開始までに市の承諾を得ること。

### (4) 契約金額

優先交渉権者が提出した提案価格書の価格に 100 分の 108 を乗じた額を契約金額とする。

### (5) 議会の議決

一宮市議会における事業契約締結の議決は、平成 30 年 3 月下旬を予定している。

## 8 その他

(1) 基本協定に違反した場合の取扱い

基本協定締結後、当該協定に違反し、若しくは優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、本協定で定める対応を行うほか、市が実施する入札等への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

(2) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、ウェブサイト等を通じて行う。

本事業に係るウェブサイト

<http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/jigyosha/nyusatsujoho/1009885/1018187.html>

(3) 本事業において使用する言語等

本事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

(4) 本事業に関する問い合わせ先

本事業に関する問い合わせ先は以下のとおり。

担当部署	: 一宮市教育文化部総務課
担当者	: 長村（おさむら）
住所	: 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号
TEL	: 0586-85-7071
E-mail	: somushisetsu@city.ichinomiya.aichi.jp

## 対象校の所在地、対象室数及び都市ガス供給状況一覧

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

	対象校	所在地	対象室数	本管状況
				有無
1	宮 西	大宮 4 丁目 5 番 33 号	24	有
2	貴 船	貴船 1 丁目 8 番 46 号	27	有
3	神 山	平和 2 丁目 12 番 7 号	37	有
4	大 志	大志 2 丁目 7 番 6 号	15	有
5	向 山	向山町 3 丁目 1 番地	24	有
6	葉 栗	大毛字南出 30 番地	21	無
7	西 成	西大海道字障子目 30 番地	16	有
8	瀬 部	瀬部字川原 55 番地	22	有
9	赤 見	大赤見字清水 2467 番地	14	有
10	浅 野	浅野字野口 95 番地	23	無
11	丹 陽	三ツ井 5 丁目 22 番 1 号	18	有
12	丹陽西	多加木 1 丁目 17 番 1 号	33	有
13	丹陽南	丹陽町九日市場 2666 番地	21	有
14	浅井南	浅井町東浅井字地蔵 386 番地	16	有
15	浅井北	浅井町大野字南土山 75 番地	17	無
16	北 方	北方町北方字宮浦 43 番地	23	無
17	大和東	大和町戸塚字薬師浦 320 番地	28	有
18	大和西	大和町苅安賀字東北出 3248 番地	22	有
19	今伊勢	今伊勢町新神戸字乾 26 番地	35	有
20	奥	奥町字貴船前 24 番地	30	有
21	萩 原	萩原町萩原字河原崎 1544 番地	24	有
22	中 島	萩原町西宮重字中光堂 850 番地	17	無
23	千 秋	千秋町佐野字北浦 136 番地	19	有
24	千秋南	千秋町小山 1329 番地	15	有
25	富 士	富士 2 丁目 5 番 14 号	22	有
26	末 広	末広 2 丁目 20 番 1 号	23	有
27	西成東	春明字中切 1 番地	17	有
28	今伊勢西	今伊勢町馬寄字西平 4 番地 1	20	有
29	葉栗北	光明寺字昼手 55 番地	19	無※
30	大和南	大和町戸塚字連田 1 番地 2	16	有
31	浅井中	浅井町大日比野字東若栗 61 番地	16	有
32	千秋東	千秋町加納馬場字松下 54 番地	14	有
33	起	起字西生出 35 番地	19	有
34	三 条	三条字苅 16 番地	29	有
35	小信中島	小信中島字南平口 59 番地	26	有
36	朝日東	明地字江端 8 番地	16	有
37	朝日西	上祖父江字高須賀 18 番地	10	有
38	開 明	開明字城堀 20 番地	18	有
39	大 徳	西五城字荒子中切 26 番地 1	18	有
40	黒 田	木曾川町黒田字古城 26 番地 2	23	有
41	木曾川西	木曾川町玉ノ井字道路寺 7 番地 3	29	有
42	木曾川東	木曾川町黒田八ノ通り 141 番地 1	25	有
			計 901	

※葉栗北は H29 年度中に本管導入予定

## 第 2 回現地見学会の実施概要及び留意事項

現地見学会の実施に関する要領及び留意事項は下記のとおり。

記

## 1 現地見学会対象校

対象校全 42 校

## 2 現地見学会の実施概要

## (1) 期間

平成 29 年 7 月 20 日（木）から 8 月 31 日（木）まで※ 土曜日、日曜日、祝日を除く。

## (2) 見学方法

見学会の当日は、指定された対象校に集合し、見学を開始する。また、指定日及び指定時間以外の見学はできない。ただし、市及び対象校の承諾を得て建物内部以外を見学する場合には、この限りではない。

## (3) 各対象校における見学日・時間帯

見学日、見学時間帯ごとの対象校は以下のとおりを予定している。

日程	時間	学校	日程	時間	学校
7 月 20 日	11:00～12:30	木曾川西小学校	8 月 18 日	9:00～10:30	黒田小学校
	14:00～15:30	末広小学校		11:00～12:30	木曾川東小学校
7 月 26 日	9:00～10:30	北方小学校	8 月 23 日	9:00～10:30	今伊勢小学校
	11:00～12:30	葉栗小学校		11:00～12:30	開明小学校
	14:00～15:30	浅井北小学校		14:00～15:30	奥小学校
7 月 27 日	9:00～10:30	浅野小学校	8 月 25 日	9:00～10:30	大和東小学校
	11:00～12:30	千秋小学校		11:00～12:30	大和西小学校
	14:00～15:30	千秋東小学校			
7 月 28 日	9:00～10:30	丹陽西小学校	8 月 28 日	9:00～10:30	大和南小学校
	11:00～12:30	丹陽小学校		11:00～12:30	中島小学校
	14:00～15:30	丹陽南小学校		14:00～15:30	朝日西小学校
8 月 1 日	9:00～10:30	三条小学校	8 月 29 日	9:00～10:30	西成小学校
	11:00～12:30	起小学校		11:00～12:30	西成東小学校
	14:00～15:30	小信中島小学校		14:00～15:30	千秋南小学校
8 月 4 日	9:00～10:30	大徳小学校	8 月 30 日	9:00～10:30	富士小学校
	11:00～12:30	萩原小学校		11:00～12:30	葉栗北小学校
	14:00～15:30	朝日東小学校		14:00～15:30	浅井南小学校
8 月 7 日	9:00～10:30	宮西小学校	8 月 31 日	9:00～10:30	大志小学校
	11:00～12:30	貴船小学校		11:00～12:30	神山小学校
	14:00～15:30	向山小学校		14:00～15:30	今伊勢西小学校
8 月 8 日	9:00～10:30	赤見小学校			
	11:00～12:30	瀬部小学校			
	14:00～15:30	浅井中小学校			

(4) 見学対象箇所

新規設備を設置する対象室内、校舎周り、敷地周り、分電盤、受変電設備の状況等を見学対象とする。

3 現地見学会の申込み

(1) 参加申込方法

現地見学会の参加には、現時点で応募者の組成を予定している企業単位で「第2回現地見学会参加申込書」(様式1-3)により、電子メール(ファイル添付)で申込みを行うこと。

(2) 申込書の記入方法

- ・ 「第2回現地見学会参加申込書」(様式1-3)は現時点で応募を予定している企業単位で作成し、担当者の連絡先等及び見学を希望する対象校への参加人数を記入すること。

(3) 現地見学会当日の留意事項

- ・ 人数は各回につき1社2名までとする。
- ・ 7月20日(木)及び8月28日(月)から31日(金)については、改修工事施工中のため、ヘルメットを持参すること。
- ・ 指定日時を厳守の上、現地集合する。また、集合場所は、校舎玄関とする。
- ・ 乗用車で来校する場合には、指定された場所に駐車すること。ただし、台数に限りがあるため、乗り合わせを行うなど、学校への乗入台数に配慮すること。
- ・ 学校敷地内は全面禁煙とする。その他、学校教育活動等に支障のないよう留意すること。
- ・ 見学中は企業名を記載した腕章又は名札等を着用し、学校職員から求められた場合は身分証明書を提示すること。
- ・ スリッパ等の履き物、筆記用具、募集要項等の資料などは各自持参すること。
- ・ 見学にあたっては、必ず学校職員の指示に従うこと。
- ・ 本事業に関連する施設の撮影は可能とするが、児童等の個人が特定されるような撮影は禁止する。また、学校職員より別途撮影を禁止する旨の指示があった箇所については、撮影を禁止する。なお、撮影した写真等は本事業以外には使用しないこと。
- ・ 現地見学における学校職員の説明は、学校内の施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとする。また、当該学校職員の発言は、本事業における個別の事業条件を規定したり、許可したりするものではない。